

契約書面等の電子化に関する検討会報告書（案）について

委員 池本誠司

報告書（案）を確認致しました。

担当事務局におかれましては、昨年7月以来、19団体・個人のヒアリングと委員間の意見交換を踏まえて適切に報告書（案）を取りまとめて頂き、心より感謝申し上げます。

報告書（案）の内容は、現時点で各委員が一致できる到達点であり、かつ承諾の真意性確保と書面の消費者保護機能確保という課題（参議院地方創生・消費者保護特別委員会令和3年6月4日附帯決議）を最低限クリアできる内容であると受け止め賛成致します。

消費者庁におかれましては、今回の報告書の内容に基づいて政省令を具体化するに当たっては、報告書の提案内容を踏まえ、承諾の真意性確保と書面の消費者保護機能確保をより明確化する方向で条文化して頂くことを希望致します。

なお、議論の過程では、一部の委員から、報告書の内容はデジタル化の推進に逆行するのではないかという意見が見られたところです。

しかし、デジタル化時代において契約書面等交付義務の消費者保護機能を確保しつつデジタル社会を推進するためには、①クーリング・オフ制度を書面または電子データに表示して提供することだけでなく、クーリング・オフができることを分かりやすく告知する義務を加えること、②電子データによる契約情報の到達時期＝クーリング・オフの起算点を、メールサーバに記録された時ではなく、消費者が現実に関連する操作を行ったときに改正すること、③連鎖販売取引等の概要書面の交付義務については、書面または電子データを提供するとともに契約内容を分かりやすく説明する義務を加えることなど、本来であれば法律上の規定の見直しの議論が同時に行われるべきであったと考えます。

今後は、今回の報告書の内容を具体的な政省令として定め、施行2年後の検証においては、書面の電子化による消費者保護機能の実態を調査したうえで、必要に応じて上記の課題について法改正の検討を行うことを希望致します。